

# オリンパス株式会社

## 1. 会社の概要

- (1) 会社名：オリンパス株式会社
- (2) 所属部会：関東金属機械部会第2分科会  
業種：精密
- (3) 資本金：48,331百万円  
(2005年8月22日)  
従業員数：5,742名  
(2005年4月1日、本社および  
映像事業・医療事業の分社の  
合計)
- (4) 営業品目：デジタルカメラ、フィルムカ  
メラ、録音機、医療用内視鏡、内視鏡処置  
具、臨床血液分析システム、生物顕微鏡、  
工業用顕微鏡、半導体関連装置、工業用内  
視鏡、非破壊検査機器、プリンタ、バーコ  
ードスキャナなどの製造および販売。
- (5) 経営理念  
当社は、生活者として社会と融合し、社会と  
価値観を共有しながら、事業を通じて新しい価  
値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現す  
ることを宣言した「Social IN (ソーシャル・  
イン)」の思想を、すべての活動の基本思想と  
している。この基本思想のもと、社会とともに  
歩み成長しながら、社会が求める新しい価値を  
タイムリーに創造し提供し続けていく「価値創  
造企業」を目指している。
- (6) CIマーク

**OLYMPUS®**

## 2. 知的財産組織の概要

### (1) 組織上の位置及び名称

本社組織の名称は「知的財産本部」であり、  
社長直属である。また事業戦略・技術戦略と知  
的財産戦略の一体化を目的に、研究開発センタ  
ーと映像事業及び医療事業の各分社に「知的財  
産部」がある。2005年4月に特許調査などの知  
的財産業務の委託先としてオリンパス知的財産  
サービス株式会社を設立し、知的財産業務の品  
質と効率向上を図っている。

### (2) 構成及び人員

知的財産本部、分社などの知的財産部、オリ  
ンパス知的財産サービス株式会社を併せて、人  
員は約150名である。

### (3) 沿革

1963年に本社総務部に特許係を設置して以  
降、数回の組織変更を重ね、現在の体制に至る。

## 3. わが社の知的財産活動

### (1) 知的財産の発掘と出願業務

当社のコアコンピタンスは長い経験が培った  
光学技術と最新のデジタル技術の融合からなる  
「Opto-Digital Technology」である。そして  
「光学技術」「電子映像技術」「精密技術」「細胞  
関連技術」をグループ共通の基盤技術と位置付  
け、研究開発資源を集中的に投入している。

研究開発センターと映像事業・医療事業分社  
の「知的財産部」は研究開発者と連携し、研究  
開発の各フェーズ毎に発明発掘活動を行い、重  
要なアイデアを早期に出願するようにしている。

研究開発の成果は積極的に特許出願し、権利

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

化する方針としている。今後は国内の特許取得を厳選し、外国特許取得件数を増大させていく方針で、米国はもとより、製造拠点・市場として重要な中国への特許出願に力を入れていく。

事業分社を含むグループ全体の知的財産戦略を円滑に推進することを目的に、各部門の知的財産責任者から構成される知財会議を定期的で開催している。

## (2) 知的財産の評価

当社では、それぞれの事業に関連する技術について、新規に登録された特許及び公開された特許出願を定常的にモニターし、業界の知的財産の分析を行っている。同時に、他社製品の日常的な検討を通じて、自社保有権利の価値評価を行っている。こうした活動により、それぞれの業界内における自社の知的財産ポートフォリオの位置づけを明確にし、出願活動、ライセンス活動につなげている。さらに、「光学技術」等の全社共通の基盤技術に関しては、特許1件ごとに全社共通の技術分類を付与してデータベース化し、分野を超えた活用を行っている。

保有権利の棚卸を適宜行って、陳腐化したり不要になった権利は放棄して、知的財産関連費用の“選択と集中”を徹底している。

## (3) 権利の活用

当社の知的財産ライセンス活動は、ライセンス収入を得ることよりも、自社製品を差別化し、競争優位性を確保することに主眼を置いて行っている。

デジタルカメラなどの技術革新の激しい事業では、スピーディーに顧客のニーズに対応するために、他社が保有する権利も含め、多くの知的財産権を活用することが必要であり、クロスライセンスを重視している。一方、医療用内視鏡の主力である消化器内視鏡分野では、自社保有権利に保護された技術により他社参入障壁を築く戦略をとり、高い世界シェアを維持している。

## (4) 知的財産業務管理方法

営業秘密管理、技術流出防止に関しては、それぞれ「秘密情報管理規定」「技術流出防止規定」「ノウハウ保護規定」を定めて運用している。

また、就業規則の中に職務発明規程の項目を設け、発明者には、特許出願時・登録時の一時金支払い、社内実施・ライセンスの実績に応じた報奨金制度、および特許活動を奨励するための褒賞金制度があり、発明等へのインセンティブを与えている。尚、この規程は特許法第35条の改正に伴い発明者との協議を実施して2005年4月に改定した。改定に当たっては、事業貢献の高い発明等の報奨金を引き上げることで、より発明の奨励を図るようにした。

## (5) 知的財産情報の収集、利用、管理

特許査定率の向上と知財投資効率の改善を目的に、オリンパス知的財産サービス株式会社ではアイデアに対する先行技術調査を行い、無駄な出願の防止をしている。

## (6) 社内知的財産教育、研修

研究開発者向けと知的財産担当者向けの2つの教育体系を設けている。米国特許の出願・中間処理の実務能力向上を目的に、毎年、複数名の知的財産担当者を米国に研修派遣している。

今後は知財経営意識向上のための研究開発管理者向け階層別研修を実施する。

## (7) 海外知的財産活動

模倣品の現地対策、知的財産情報の収集及び知的財産権の権利化業務の支援を目的として、2002年10月より中国現地法人に知的財産専任の駐在員を常駐させている。特に模倣品対策は中国の消費者保護の観点で重点的に行っている。

## 4. 今後の課題

分社を含むグループ全体で最適な知的財産権の管理・活用体制の確立を更に進めることが課題である。

(原稿受領日 2006年5月8日)